

「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」 に関する条例改正についての意見募集結果

1 意見募集概要

- (1) 実施期間 令和元年6月27日(木)から7月16日(火)まで
- (2) 周知方法 市のホームページ、市民情報センター、各区役所の区政推進課広報相談係の窓口、
こども家庭支援課の窓口
特例対象となり得る認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型の施設
へ意見募集の資料の施設内での掲示を依頼
- (3) 意見提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール

2 集計結果

提出方法別の内訳

内訳	意見書数	割合
FAX	234	78.5%
郵送	37	12.4%
電子メール	27	9.1%
合計	298	100%

3 主な意見

別紙の通り

**「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」
に関する条例改正についてのご意見**

※ 1つの意見書で複数のご意見をいただいているため、意見書数と意見数は一致しません。

条例改正の趣旨について、賛同の旨が記載されているもの () 内は意見数

主なご意見の趣旨	本市の考え方
シフトが組みやすくなる等保育士の負担軽減になるため改正は必要、保育士の負担軽減になることを期待する。(65件)	本市として本特例を実施することで、保育所等にお勤めの保育士の方々が、過度な繁忙や残業等により離職につながることはないよう、朝・夕のローテーション勤務回数の緩和や働きやすい職場づくりを進めていきたいと考えています。
人手不足解消、離職防止等保育士確保・定着策になるため改正は必要、保育士確保・定着につながることを期待する。(43件)	
特例の対象者に、一定の基準があるのが良い。特例対象者には研修等が必要である。(18件)	<p>特例対象者については、子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者など、一定の研修修了者や保育業務経験者を要件とする予定です。</p> <p>本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施していきたいと考えています。</p> <p>また、特例を適用する施設に対しても、特例対象者を指導する保育士の選任やOJTなどの園内研修等により質の確保に努め、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるよう求めていきます。</p>
保育士確保のために特例の実施に加え、労働環境の改善等他の対策も実施すべきである。(8件)	今回の条例改正以外にも、保育士が担う事務の簡素化など、保育士の働く環境の改善につながる取り組みを検討しているところです。
特例の実施に加え、保育士等への賃金アップ等待遇面の改善が必要である。(5件)	<p>処遇改善に取り組むことも重要であると認識しています。</p> <p>このため、平成30年度に経験年数が7年以上のすべての保育士等に月額4万円の処遇改善が行われるよう、市独自の改善費を創設したところです。</p> <p>処遇改善については、本市だけではなく、国レベルでも取り組むべき内容であることから、引き続き国へも要望してまいります。</p>

<p>(賛同だが) 朝夕等の時間帯に入る保育士にとっては負担になるため、特例の実施にあたっては配慮が必要。 (2件)</p>	<p>本特例は待機児童解消に向けて保育の受け皿の拡大を進めている一方で、保育士不足を理由に、受け入れ人数の抑制をしている園が増加していることや、繁忙によって職場環境に余裕がなくなることが保育士の離職につながっている課題に対応するため、当面の間、国が認めているこの特例を、市としても実施したいと考えています。</p> <p>これまでと同様に、有資格者の複数配置を原則とし、今回の特例を適用できるようにしたいと考えています。</p> <p>特例対象者については、子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者など、一定の研修修了者や保育業務経験者を要件とし、一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方とし、保育の質の確保に配慮していきます。</p>
<p>(賛同だが) 緊急時の対応など特例が適用となる朝夕等の時間帯の児童の安全面が心配であるため、特例の実施にあたっては配慮が必要。(1件)</p>	<p>また、本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施していきたいと考えています。</p> <p>さらに、特例を適用する施設に対しても、特例対象者を指導する保育士の選任やOJTなどの園内研修等により質の確保に努め、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるように求めています。</p>
<p>(賛同だが) 特例の内容について拡充してほしい。</p>	
<p>特例対象者の要件を緩和してほしい。 (7件)</p>	<p>特例対象者は一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方を対象としているため、要件を緩和する予定はありません。</p>
<p>特例対象者に施設長、保育補助者、保育士養成校に通う学生、栄養士、事務員を含めてほしい。(5件)</p>	<p>施設長については、運営管理業務に常時従事している場合に加算される所長設置加算や管理者設置加算を受けていない場合は、有資格の施設長を保育士として配置することができます。</p> <p>所長設置加算等を受けていない有資格ではない施設長、保育補助者、保育士養成校に通う学生、栄養士や事務員については、子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者のどれかに該当する場合は、特例対象者として認めることができますが、該当しない場合は、特例対象者は一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方としているため、認めることはできません。</p>
<p>特例は平日、土曜だけでなく、休日保育も対象としてほしい。(1件)</p>	<p>特例の対象となる時間帯は、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が2人を下回っている時間帯であれば、休日保育も対象となる予定です。</p>
<p>特例はあくまで例外的暫定的な改正が望ましい。(1件)</p>	<p>特例は保育の受け皿拡大が急速に進んでいる当分の間に運用可能とすることを予定しています。</p>

その他	
保育現場の現状について（26件）	今後の保育施策の参考とさせていただきます。
賛同のみ（7件）	条例改正の参考とさせていただきます。
保育の充実につながる（5件）	
保護者への周知・理解も必要ではないか（1件）	特例対象となる施設に市民意見募集の掲示、資料配布を依頼する等、周知をさせていただきました。引き続き、情報提供に努めていきます。

条例改正の趣旨について、賛同しない旨が記載されているもの () 内は意見数

主なご意見の趣旨	本市の考え方
保育の質の低下につながる可能性があるため、特例を実施すべきではない。（42件）	本特例は待機児童解消に向けて保育の受け皿の拡大を進めている一方で、保育士不足を理由に、受け入れ人数の抑制をしている園が増加していることや、繁忙によって職場環境に余裕がなくなることが保育士の離職につながっている課題に対応するため、当面の間、国が認めているこの特例を、市としても実施したいと考えています。
緊急時の対応など特例が適用となる朝夕等の時間帯の児童の安全面が心配であるため、特例を実施すべきではない。（33件）	これまでと同様に、有資格者の複数配置を原則とし、今回の特例を適用できるようにしたいと考えています。 特例対象者については、子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者など、一定の研修修了者や保育業務経験者を要件とし、一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方とし、保育の質の確保に配慮していきます。 また、本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施していきたいと考えています。
朝夕等の時間帯に入る保育士にとっては負担になるため、特例を実施すべきではない。（10件）	さらに、特例を適用する施設に対しても、特例対象者を指導する保育士の選任やOJTなどの園内研修等により質の確保に努め、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるよう求めています。

<p>特例の実施ではなく、保育士等への賃金アップ等待遇面の改善が必要である。(28件)</p>	<p>処遇改善に取り組むことも重要であると認識しています。 このため、平成30年度に経験年数が7年以上のすべての保育士等に月額4万円の処遇改善が行われるよう、市独自の改善費を創設したところです。 処遇改善については、本市だけではなく、国レベルでも取り組むべき内容であることから、引き続き国へも要望してまいります。</p>
<p>特例の実施ではなく、保育士確保のために、労働環境の改善等他の対策を実施すべきである。(10件)</p>	<p>今回の条例改正以外にも、保育士が担う事務の簡素化など、保育士の働く環境の改善につながる取り組みを検討しているところです。</p>
<p>その他</p>	
<p>保育現場の現状について(4件)</p>	<p>今後の保育施策の参考とさせていただきます。</p>

賛同する・賛同しない旨の記載はなく、ご意見、ご質問をいただいたもの
() 内は意見数

<p>主なご意見の趣旨</p>	<p>本市の考え方</p>
<p>シフトが組みやすくなる等保育士の負担軽減になるため改正は必要、保育士の負担軽減になることを期待する。(10件)</p>	<p>本市として本特例を実施することで、保育所等にお勤めの保育士の方々が、過度な繁忙や残業等により離職につながることはないよう、朝・夕のローテーション勤務回数の緩和や働きやすい職場づくりを進めていきたいと考えています。</p>
<p>人手不足解消、離職防止等保育士確保・定着策になるため改正は必要、保育士確保・定着につながることを期待する。(2件)</p>	
<p>保育士等への賃金アップ等待遇面の改善が必要である。(10件)</p>	<p>処遇改善に取り組むことも重要であると認識しています。 このため、平成30年度に経験年数が7年以上のすべての保育士等に月額4万円の処遇改善が行われるよう、市独自の改善費を創設したところです。 処遇改善については、本市だけではなく、国レベルでも取り組むべき内容であることから、引き続き国へも要望してまいります。</p>

<p>保育士確保のために、労働環境の改善等他の対策を実施すべきである。(7件)</p>	<p>今回の条例改正以外にも、保育士が担う事務の簡素化など、保育士の働く環境の改善につながる取り組みを検討しているところです。</p>
<p>保育の質の低下につながる可能性があるのではないか。(5件)</p>	<p>本特例は待機児童解消に向けて保育の受け皿の拡大を進めている一方で、保育士不足を理由に、受け入れ人数の抑制をしている園が増加していることや、繁忙によって職場環境に余裕がなくなることが保育士の離職につながっている課題に対応するため、当面の間、国が認めているこの特例を、市としても実施したいと考えています。</p>
<p>緊急時の対応など特例が適用となる朝夕等の時間帯の児童の安全面が心配である。(6件)</p>	<p>これまでと同様に、有資格者の複数配置を原則とし、今回の特例を適用できるようにしたいと考えています。 特例対象者については、子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者など、一定の研修修了者や保育業務経験者を要件とし、一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方とし、保育の質の確保に配慮していきます。 また、本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施していきたいと考えています。</p>
<p>朝夕等の時間帯に入る保育士にとっては負担になるのではないか。(16件)</p>	<p>さらに、特例を適用する施設に対しても、特例対象者を指導する保育士の選任やOJTなどの園内研修等により質の確保に努め、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるよう求めています。</p>
<p>特例の対象者に、一定の基準があるのが良い。特例対象者には研修等が必要である。(3件)</p>	<p>特例対象者については、子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者など、一定の研修修了者や保育業務経験者を要件とする予定です。 本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施していきたいと考えています。 また、特例を適用する施設に対しても、特例対象者を指導する保育士の選任やOJTなどの園内研修等により質の確保に努め、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるよう求めています。</p>

特例の内容について	
<p>特例を適用する際の配置基準は事前の児童の登降園予定で計算して良いのか、実際の配置結果を確認することもあるのか。(3件)</p>	<p>児童の登降園予定から特例を適用できる時間帯を各施設において、事前に確認していただくことを予定しています。 また、実際に特例を適用した状況も確認させていただく予定です。</p>
<p>特例対象者の要件を緩和してほしい。(3件)</p>	<p>特例対象者は一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方を対象としているため、要件を緩和する予定はありません。</p>
<p>職員配置基準の計算方法について、必要な職員数が1.5人で四捨五入するのは、特例の効果があまり得られないのでないか。(1件)</p>	<p>国が定める基準のため、職員配置基準の計算方法を変更する予定はありません。</p>
<p>特例対象者を各施設で探すのではなく、市で派遣してほしい。(1件)</p>	<p>子育て支援員研修を市独自で実施し、特例対象者の養成に取り組む予定ですが、特例対象者については、特例を適用する施設において、雇用していただくものと考えています。</p>
<p>施設の規模によって、特例の内容に違いを設けていただけると、どの施設にも適用しやすいと思う。(1件)</p>	<p>本特例については、対象施設の種別を含め国の認めている特例内容に基づいて実施することを予定しています。本市独自で特例の内容に違いを設けることは、考えておりません。</p>
<p>小規模保育事業B型も特例対象としてほしい。(1件)</p>	
<p>特例対象者に施設長、保育補助者(無資格者)、保育士養成校に通う学生、栄養士、事務員を含めてほしい。(4件)</p>	<p>施設長については、運営管理業務に常時従事している場合に加算される所長設置加算や管理者設置加算を受けていない場合は、有資格の施設長を保育士として配置することができます。 所長設置加算等を受けていない有資格ではない施設長、保育補助者、保育士養成校に通う学生、栄養士や事務員については、子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者のどれかに該当する場合は、特例対象者として認めることができますが、該当しない場合は、特例対象者は一定の子育て支援に係る知識や技術等のある方としているため、認めることはできません。</p>
その他	
<p>保育現場の現状について(14件)</p>	<p>今後の保育施策の参考とさせていただきます。</p>